

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人こばと（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。但し、法人職員を兼務する者には支給しない。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する福祉サービス事業（以下「事業」という。）の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人業務及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により日当及び旅費・宿泊費を支給することができる。なお、出張とは片道100kmを超える移動距離を伴うものをいう。

(改正)

第7条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は平成29年6月30日から施行する。

附 則

この規程は令和元年6月28日から施行する。

別表1（第3条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	30,000円（日額）	実費相当
評議員会出席報酬等	30,000円（日額）	実費相当

別表2（第4条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	200,000円（月額）	実費相当
業務執行理事業務報酬等	150,000円（月額）	実費相当
理事業務報酬等	50,000円 ～100,000円（月額）	実費相当
評議員業務報酬等	50,000円（月額）	実費相当

別表3（第5条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
決算関係書類監査報酬等	50,000円（年額）	実費相当
監事監査指導報酬等	30,000円（日額）	実費相当
入札等の立会報酬等	10,000円（日額）	実費相当

別表4（第6条関係）

名 称	日 当	旅 費 ・ 宿泊料
日帰り出張報酬等	5,000円	実費相当
宿泊を伴う出張報酬等	15,000円	実費相当